

市原市空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市原市における空き家の有効活用を通して、移住・定住の促進による地域の活性化を図るため、空き家バンクについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存在する個人の居住を目的として建築され（建築する予定のものを含む。）、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）住宅及び当該住宅と所有者を同一にするその敷地のうち、専任媒介契約（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第34条の2第3項に規定する専任媒介契約をいう。）及び一般媒介契約（同条第1項に規定する媒介契約のうち、専任媒介契約にあたらぬものをいう。）のいずれの契約も締結されていないものをいう。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権により当該空き家の売却又は賃貸を直接行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けて登録した情報を、市内への移住・定住等を目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、紹介を行うシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクへの登録を申し込む所有者は、市原市空き家バンク登録申込書（別記第1号様式）、市原市空き家バンク登録カード（別記第2号様式。以下「登録カード」という。）及び同意書（別記第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあった場合は、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは、市原市空き家バンク登録台帳（別記第4号様式）に登録するものとする。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの
- (2) 所有者が暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者であるもの

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が空き家バンクへの登録が適当でないとするもの
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、市原市空き家バンク登録完了書（別記第5号様式）により第1項の規定による登録の申込みを行った者に通知するものとする。
- 4 第2項の規定による登録の期間は2年とする。ただし、第1項の規定による登録の申込みにより、改めて登録することができるものとする。
- 5 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者に対して空き家バンクによる登録を勧めることができる。

（空き家に係る登録事項の変更の届出）

第5条 前条第3項の規定による通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、市原市空き家バンク登録変更届出書（別記第6号様式）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

（空き家バンクの登録の取消し）

第6条 市長は、次に掲げるときは、当該空き家バンク登録台帳の登録を取り消すとともに、市原市空き家バンク登録取消通知書（別記第7号様式）により当該物件登録者に通知するものとする。ただし、第2号に該当するときは通知しないものとする。

- (1) 当該空き家に係る所有権その他の権利に移動があったとき。
- (2) 市長が、第11条第3項の規定により契約締結の報告を受けたとき。
- (3) 市原市空き家バンク登録取消願書（別記第8号様式）の提出があったとき。
- (4) その他空き家登録台帳に登録されていることが不適当と市長が認めたとき。

（情報提供）

第7条 市長は、必要に応じて、空き家バンク登録台帳に登録された必要な情報を利用希望者に提供するものとする。

（利用登録）

第8条 利用希望者は、前条の規定による情報の提供を受けようとするときは、市原市空き家バンク利用登録申込書（別記第9号様式）及び誓約書（別記第10号様式）により市長に申し込むものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当しているものを市原市空き家バンク利用者台帳（別記第11号様式）に登録し、市原市空き家バンク利用登録完了書（別記第12号様式）により当該申込者（以下「利用登録者」という。）に通知するものとする。ただし、当該申込者が、暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員に該当する者又はこれらと密接な関係を有している者であるときは、登録しないものとする。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、市原市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者

(2) その他市長が適当と認めた者

3 前項の登録の期間は2年とする。ただし、第1項の規定による申込みにより、改めて登録することができるものとする。

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第9条 前条第2項の規定による通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、市原市空き家バンク利用登録変更届出書（別記第13号様式）を市長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録の取消し)

第10条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を取り消すとともに、市原市空き家バンク利用登録取消通知書（別記第14号様式）を当該利用登録者に通知するものとする。ただし、第2号に該当するときは通知しないものとする。

(1) 空き家の利用の目的等が第8条第2項各号の規定に該当しないこととなったとき。

(2) 市長が、次条第3項の規定により契約締結の報告を受けたとき。

(3) 空き家を利用することにより、公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められたとき。

(4) 申込内容に虚偽があったとき。

(5) 空き家バンク利用登録の取消しの申出があったとき。

(6) その他市長が適当でないとして認めたとき。

(交渉の申込み及び通知)

第11条 交渉を申し込みたい登録物件のある利用登録者は、市原市空き家バンク物件交渉申込書（別記第15号様式）に希望する物件の登録番号（第4条の規定により登録された番号をいう。）その他必要な事項を記入し、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該希望物件の物件登録者にその旨を通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた物件登録者は、遅滞なく当該利用希望者に回答し、市長にその回答内容を報告するものとする。

(物件登録者と利用登録者の交渉等)

第12条 市長は、物件登録者と利用登録者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

2 物件登録者は、一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会市原支部に対し、契約交渉の仲介を依頼することができる。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年7月1日から施行する。